

資料

資料

南越前町水道ビジョン改訂委員会資料

■南越前町水道ビジョン改訂委員会規約

(名称)

第1条 本会は「南越前町水道ビジョン改訂委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、水道事業を取り巻く環境を総合的に分析したうえで、課題や問題点を把握し、水道事業のあるべき将来像を定め、実現していくための指針となる南越前町水道ビジョンの改訂に関し、必要な事項を検討することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議し、町長に答申する。

- (1) アセットマネジメントの再検証に関すること。
- (2) 施設の長寿命化、耐震化等による更新、統廃合など、再構築の検討に関すること。
- (3) 維持管理費の削減に向けた検討に関すること
- (4) 上下水道料金の改定に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は町長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、南越前町水道ビジョンの答申までとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会には会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は別表のとおりとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成30年8月24日から適用する。

■南越前町水道ビジョン改訂委員会委員名簿

【会 長】	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	奥村 充司
【副会長】	学識経験者	井上 英之
【委 員】	学識経験者	嶋田 宣行
〃	学識経験者	二之宮 和晴
〃	南越前町区長会(連合会会長)	川崎 敏明
〃	南越前町区長会(連合会副会長)	林 博之
〃	南越前町区長会(連合会副会長)	田中 正則
〃	南越前町社会福祉協議会(会長)	上島 信敬
〃	南越前町商工会(会長)	谷崎 信雄
〃	南越前町老人クラブ連合会(会長)	杉本 哲男
〃	南越前町男女ネットワーク(会長)	山下 久枝
〃	南越前町男女ネットワーク(副会長)	笛吹 景子
〃	南越前町男女ネットワーク(副会長)	牧野 喜代子
〃	南越前町副町長	藤原 十三夫
【事務局】	建設整備課 課長 中村 正直	
	〃 参事 中村 勝典	
	〃 主査 本多 智	
	〃 主査 勝見 優子	
	〃 主査 塚田 雅人	
	〃 主事 伊藤 駿	
	総務課 主任 石渡 貴教	

敬称略・順不同

■南越前町水道ビジョン改訂委員会の開催状況

回数	開催日	区 分	内 容
1	平成 30 年 8 月 24 日	委員会（第 1 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 会長、副会長の選任 ・ 水道ビジョン改訂の必要性について ・ 全体スケジュールについて ・ 平成 22 年 3 月策定の水道ビジョンについて ・ 上下水道料金の変遷
2	平成 30 年 9 月 27 日	施設見学 委員会（第 2 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセットマネジメントの説明について ・ 水道施設 問題点と課題の検討について ・ スtockマネジメントの説明について ・ 下水道施設・農業集落排水処理施設 問題点と課題の検討について
3	平成 30 年 11 月 22 日	委員会（第 3 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道ビジョン改訂（案）について （第 1 章～第 5 章） ・ 水道ビジョン改訂（案）及び下水道事業の課題の整理等について ・ 現状に基づいた上下水道料金の試算について
4	平成 31 年 1 月 29 日	委員会（第 4 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道ビジョン改訂（案）について （第 1 章～第 6 章） ・ 上下水道料金改定（案）について
5	平成 31 年 3 月 19 日	委員会（第 5 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道ビジョン改訂（案）について （第 1 章～第 8 章・資料） ・ 水道ビジョン改訂素案の検討・承認について
6	平成 31 年 3 月 27 日		<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申



委員会開催の様子



施設見学の様子

用語解説集

● あ行 ●

■ アセットマネジメント（あせつとまねじめんと）

アセットマネジメントとは資産管理を示し、水道におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、「持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」のこと。

■ RC 配水池（あーるしーはいすいち）

鉄筋コンクリートにより築造された配水池のこと。

■ 塩素滅菌（えんそめつきん）

塩素の強い殺菌作用によって飲料水中の病原菌などを殺し、飲料水としての安全性を確保する浄水方式のこと。所定の残留塩素の維持によって、送・配・給水系統での細菌汚染を予防する。

■ 遠方監視システム（えんぼうかんししすてむ）

インターネットなどのネットワークを介して、各水道施設の状況をパソコン、スマートフォン、タブレットなどから常時監視できるシステムのこと。

● か行 ●

■ 簡易水道事業（かんいすいどうじぎょう）

計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下である水道によって水を供給する水道事業のこと（水道法 3 条 3 項）。

■ 緩速ろ過（かんそくろか）

4～5m/日のゆっくりした速度でろ過し、砂層表面や砂層内部に増殖した生物のつくるろ過膜によって水中の不純物を除去する浄水方式のこと。

■ 起債償還金（きさいしょうかんきん）

建設改良などに要する資金にあてるために地方債を発行し、後年度に返済される費用のこと。

■ 給水原価（きゅうすいげんか）

有収水量 1m³ 当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを示す指標のこと。

■ 給水人口（きゅうすいじんこう）

給水区域内に居住し水道により給水をうけている人口であり、水道法に規定する給水人口は、事業計画において定める給水人口〔計画給水人口〕（水道法3条11号）のこと。

■ 凝集沈殿（ぎょうしゅうちんでん）

凝集剤を添加し、できるだけ急速に攪拌して、水中の微細な浮遊物質などをフロックに凝集させ、沈殿分離作用によってフロックを除去すること。

■ 急速ろ過（きゅうそくろか）

濁った原水に薬品を注入して濁りの成分を凝集・沈殿・除去した後、砂層などでろ過する浄水方式のこと。緩速ろ過方式に比べて、高濁度の原水でも十分処理でき、さらに用地面積が小さく済むという利点がある。

■ 供給単価（きょうきゅうたんか）

有収水量1m³当たりについて、どれだけの収益を得ているかを示す指標のこと。

■ 原水（げんすい）

井戸や河川から取水した浄水処理を行う前の水のこと。

■ 更新基準（こうしんきじゅん）

水道事業者独自の施設管理経験値等により定めた水道施設の更新基準年数のこと。

■ 更新需要（こうしんじゅよう）

水道施設が法定耐用年数または更新基準に達することによる更新に必要な投資額のこと。

● さ行 ●**■ 取水施設（しゅすいしせつ）**

原水を取り入れるための施設の総体（取水井や水源など）のこと。河川水や湖沼水などの地表水の取水施設として取水堰、取水門、取水塔、取水管渠があり、地下水や伏流水の取水施設としては、浅井戸、深井戸、取水埋渠がある。

■ 浄水受水（じょうすいじゅすい）

当該水道事業体の原水の不足などのために、水道用水供給事業から浄水を受けること。本町においては、日野川地区水道用水供給事業からの県水受水を示す。

■ 上水道事業（じょうすいどうじぎょう）

水道事業のうち、計画給水人口が5,000人を超える事業のこと。

■ 水質基準（すいしつきじゅん）

水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）により定められている、水道法に基づいた基準のこと。

■ 水質検査計画（すいしつけんさけいかく）

水道法施行規則第 15 条第 6 項（同規則第 52 条及び第 54 条において準用する場合を含む。）により、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が策定を求められている水質検査実施における計画のこと。

■ 水道事業（すいどうじぎょう）

一般の需要に応じて、計画給水人口が 100 人を超える水道により水を供給する事業のこと。

■ 専用水道（せんようすいどう）

水道事業以外の水道のこと。従業員寮、寄宿舍、社宅、療養施設等で、居住人口が 101 人以上の自家用の水道または、商業施設等で 1 日最大給水量が 20 m³を超え自己水源を有する場合に適用される。

■ 送水管（そうすいかん）

浄水場で浄水処理された浄水を配水池までに送るための管（管路）のこと。

● た行 ●**■ 耐震化（たいしんか）**

地震によって被害を受けても、水道施設としての機能を可能な限り保持できるようにしておくこと。

■ 耐用年数（たいようねんすう）

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数のこと。固定資産の減価償却費を行うための基本的な計算要素として、取得原価、残存価格とともに必要となる。

■ ダウンサイジング（だうんさいじんぐ）

適正な施設能力に対して施設能力の余剰が大きいと判断される場合に、施設規模を最適化すること。

■ 地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）

地方公共団体が経済性を発揮し、公共の福祉増進を図るために事業を経営する企業のこと。またその経費については、企業の経営に伴う収入をもってまかなうべき事業としている。

■ 長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゆう）

地方公営企業法施行規則第 21 条第 2 項又は第 3 項の規定により償却した長期前受金の額のうち収益としている費用のこと。平成 26 年の地方公営企業会計制度の見直しにより、資産取得時の財源として補助金等を受けた場合、資産の減価償却は、補助金等に対する部分も含めた「フル償却」の減価償却に併せて毎年「長期前受金戻入」として収益化を行うこととなった。

■ 長寿命化（ちょうじゅみょうか）

これまで蓄積した水道施設の保全情報等を基に更新基準を設定し、次回更新までの期間を延ばすこと。

■ テレメーター（てれめーたー）

遠隔地の状況や水量等を監視し、制御するための送受信装置のこと。

■ 導水管（どうすいかん）

原水を取水施設から浄水場まで送る管（管路）のこと。

■ 統廃合（とうはいごう）

各配水区における水道施設を統合または廃止し、施設運用の効率化を図ること。

● は行 ●**■ HWL（はいうおーたーれべる）**

池状構造物における通常運転時での満水状態の水位を示し、計画高水位のこと。

■ 配水管（はいすいかん）

浄水場や配水池からの浄水を水圧、水量、水質を安全かつ円滑に需要者に輸送する管（管路）のこと。

■ pH（ぴーえっち）

水素イオンのモル濃度（水素イオン濃度）の逆数の常用対数値のこと。pH7 は中性、pH7 より小さくなるほど酸性が強くなり、値が大きくなるほどアルカリ性（塩基性）が強くなる。水道法に基づく水質基準は 5.8 以上 8.6 以下であることとされている。水の基本的な指標の一つであり、理化学的水質、生物学的水質、浄水処理効果、管路の腐食などに関係する重要な因子である。測定法は比色法とガラス電極法（pH計）がある。

■ PC 配水池（ぴーしーはいすいち）

予めコンクリートに応力をかけておくことで、引張に対して耐性を持たせたプレストレスト・コンクリートで築造した配水池のこと。

■ **BCP（びーしーピー）**

事業継続計画と訳され、事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても、事業を維持し、または早期に事業を回復させるための計画のこと。

■ **表流水（ひょうりゅうすい）**

一般に河川水や湖沼水のように地表面にある水のこと。

■ **負荷率（ふかりつ）**

一日平均給水量を一日最大給水量で除した値のこと。大雪等による凍結で使用水量が急増し、一日平均給水量と比較して一日最大給水量が大きい年度は負荷率が小さくなる。

■ **普及率（ふきゅうりつ）**

給水人口と行政区域内人口の割合のこと。

■ **伏流水（ふくりゅうすい）**

河川水のうち、河床や旧河道などに形成された砂利層を潜流となって流れる水のこと。

● ま行 ●

■ **膜ろ過（まくろか）**

原子を膜に通し、溶解性成分などの小さな不純物まで分離除去する浄水方式のこと。

■ **マッピングシステム（まっぴんぐしすてむ）**

コンピュータを用いて地図情報を作成、管理する技術。地図情報である地形データだけではなく、管路の口径、管種、埋設年度など、属性情報の文字または数値データをデータベースとして格納し、管理図面の保管、検索、補修正のほか、送配水施設の適切な維持管理や更新計画立案あるいは設計計画に対しても多角的、効率的な利用を図る総合的な情報システムのこと。

● や行 ●

■ **有収水量（ゆうしゅうすいりょう）**

住民のみなさまが使用し、料金徴収の対象となった水量のこと。

■ **有収率（ゆうしゅうりつ）**

一日平均有収水量を一日平均給水量で除した値のこと。料金徴収の対象となった水量および他会計等から収入のあった水量の比率を示す。

■ 遊離炭酸除去（ゆうりたんさんじょきよ）

地下水などの自然水に含まれる二酸化炭素を除去する浄水方式のこと。水を空気と十分に接触させ、空気中の酸素を取り入れるエアレーション方式や、PH 調整により除去する方法がある。

■ 用水供給事業（ようすいきょうきゅうじぎょう）

水道事業が一般の需要者に水を供給する事業であるのに対して、水道により、水道事業者によるその用水を供給する事業のこと。

● ら行 ●

■ 料金回収率（りょうきんかいしゅうりつ）

供給単価と給水原価との関係を見る指標のこと。料金回収率が 100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを示す。

■ LWL（ろううおーたーれべる）

池状構造物における計画最低水位のこと。完全に水が空の状態ではないが、計画上使用する数値としては空であると判断する。配水池の容量はHWLとLWLの水深で算出する。

南越前町 水道ビジョン

～未来へ引き継ぐ水道～

2019 年度～2028 年度

南越前町 建設整備課

住 所 〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1
電 話 0778-47-8003
F A X 0778-47-3166
発 行 2019 年 3 月